

地域密着型サービス及び居宅介護支援事業者の指定更新申請の 手続きについて

平成18年4月の介護保険法改正により、介護の質を確保することを目的に指定の更新制度が導入され、事業者の指定の効力に6年間の有効期間が設けられました。

このため、有効期間満了後も指定の効力を有効にするために指定の更新を受けることが必要となり、手続きを行わなければ指定の効力を失い、以降、介護報酬の請求はできなくなります。

なお、指定更新申請をした場合でも、指定基準を満たしていない場合や、申請法人やその役員等が過去に指定取消処分を受けた場合など、法律上の欠格事由に該当するときは、指定更新を受けることができません。

つきましては、適切な事務手続きをよろしくお願いいたします。

1. 指定の有効期間について

指定の有効期間は、原則指定日（及び前回更新日）から6年間となります。例えば、平成30年4月1日の指定を受けた事業所の場合、有効期間は令和6年3月31日が指定有効期間の満了日となり、令和6年4月1日が指定更新日となります。

2. 指定更新手続きを有効期間内に行わなかった事業所について

指定の有効期間満了日までに更新が行われなかった場合については、現指定は失効となりますので、このような事態が生じることのないよう、指定の有効期間を確実に把握し、余裕を持って手続きが行われるよう十分ご注意ください。

3. 休止中の事業所について

休止中の事業所は、指定更新ができません。現在の指定の継続を希望する場合は、指定基準を満たした上で、再開届出書を提出していただく必要があり、指定の有効期限までに再開されない場合は、有効期間の経過により自動的に廃止となります。

4. 指定更新手続きのスケジュール

- ①指定更新申請の通知……指定の有効期間満了日の概ね2ヶ月前に通知します。
- ②指定更新申請書の提出……指定の有効期間満了日の2ヶ月前から有効期間満了日の1ヶ月前までとします。
- ③指定更新のための実地検査を行う場合があります。
- ④審査の結果、指定更新に必要な要件を満たすと認められた場合は、指定更新の有効期間満了日までに、「指定更新通知書」を送付いたします。

5. 更新申請書類の作成方法

申請書及び関係書類は申請日現在で作成してください。ただし、「従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表」については指定更新申請書の提出月で作成してください。

指定更新申請に必要な申請書の様式等については、別紙「地域密着型サービス及び居宅介護支援の指定申請に係る添付書類一覧（更新）」のとおりです。

なお、複数の介護サービス事業を行っている事業者においては、それぞれのサービス種別ごとに申請書が必要となりますが、共通の書類については省略が可能です。

また、サービスごとの指定更新申請に必要な申請書、添付書類の様式については、北見市ホームページに掲載していますので、ダウンロードしてご利用ください。

北見市のホームページ・「健康・福祉」→「高齢者・介護」→「各種届出書や申請書の様式」中「地域密着型サービス事業者に関する様式」→「地域密着型サービス事業者の指定申請・更新について」内にあります。

6. 提出方法

電子メール又は郵送で提出してください。（事業者が希望する場合は窓口持参も可能）

電子メール：kaigo@city.kitami.lg.jp

郵 送：〒090-8501

北見市大通西3丁目1番地1

北見市保健福祉部介護福祉課指導係

7. 指定更新申請と同時期に変更届出事由が生じた場合

指定更新申請書提出以前の場合は、指定更新申請書と併せて変更届出書を提出してください。

この場合、指定更新申請書は、変更届出書による変更後の内容で作成してください。また、過去に変更届出が必要だった事由について、変更届出の提出漏れが判明した場合についても同様の扱いとします。

指定更新申請書提出後から指定の有効期間満了日までの間に変更届出事由が生じた場合は、変更届出書を提出してください。この場合指定更新申請書の差し替えは行いません。

8. 問い合わせ先

北見市保健福祉部介護福祉課 指導係

TEL 0157-25-1144

FAX 0157-26-6323